

# 会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第48回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和5年7月26日（水）午後2時00分～午後4時55分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者		出席委員 4人 委員長 佐藤 直人 委員 副委員長 伊藤 茂男 委員 委員 唐澤 寛 委員 曾根 隆寛 委員 欠席委員 1人 矢板 ゆき江 委員
	担当課	環境部長 柿 崎 健 一 環境政策課長 岩 佐 健一郎 環境政策課緑と公園係長 小 林 勢 環境政策課環境係長 高 野 修 平
	事務局	企画政策課長 富 田 絵 実 企画政策課企画政策係長 中 島 広 樹 企画政策課企画政策係主任 兼 堀 義 信 公共施設マネジメント推進担当課長 田 中 克 知 企画政策課企画政策係主査 郷 古 陸
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の候補者の選定について（第2次審査） 3 その他 4 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

## 第48回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和5年7月26日（水）午後2時00分～午後4時55分

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席委員 4人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 伊藤茂男 委員

唐澤寛 委員

曾根隆寛 委員

欠席委員 1人

矢板ゆき江 委員

---

### 担当課職員

環境部長 柿崎健一

環境政策課長 岩佐健一郎

環境政策課緑と公園係長 小林勢

環境政策課環境係長 高野修平

---

### 事務局職員

企画政策課長 富田絵実

企画政策課企画政策係長 中島広樹

企画政策課企画政策係主任 兼堀義信

公共施設マネジメント推進担当課長 田中克知

企画政策課企画政策係主査 郷古陸

---

（午後2時00分開会）

◎委員長 それでは、ただいまから第48回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

本日は■■■■委員から御欠席という御連絡をいただいております。

定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項により、半数以上で成立すると定められております。本日は5人中4人の御出席ということでございますので、会議は成立しているということを御報告させていただきます。

それでは、初めに事務局から資料の確認をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 本日机上に配付しております資料は、本日の次第1枚と、第1次審査で使用いたしました評点票が2部、審査資料一式となっております。

資料は以上となりますが、不足などございましたらお声がけいただけますでしょうか。大丈夫でしょうか。

資料の確認は以上でございます。

◎委員長 それでは、「次第2 小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の候補者の選定について」を議題といたします。

審査に先立ちまして、事務局から本日の進行等について説明をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 進行等について御説明いたします。

第1次審査では2者とも通過となりました。

本日は2者での第2次審査となり、1つの候補者につき、プレゼンテーション30分、質疑20分、審査10分という流れとなります。

なお、第2次審査においてはパワーポイント等のプレゼンテーションソフトの使用は可とし、要約版などの追加資料の配付は認めないこととしております。

前回、本委員会におきまして、選定基準及び評点票は、第1次審査と同様とすることで決定をいたしました。

採点の際は、第1次審査の結果を基準にさせていただき、そこから、本日の候補者の説明、質疑により評価を見直す必要がある箇所について、赤字で修正をしていただきたいと思いますと考えておりますが、このような流れでよろしいかお諮りいただければと思います。

◎委員長 事務局の説明について、何か質疑等ございますか。

では、事務局の提案のとおり、第1次審査の結果を基準としていただき、本日の説明、質疑により、見直す箇所を修正する流れとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。それでは、採点方法につきまして、そのように決定いたします。

それでは、第2次審査を行います。A事業者をお呼びください。

(A事業者入室)

◎委員長 本日は、お忙しいところ、小金井市指定管理者選定委員会に御出席いただきましてありがとうございました。会社名は伏せた形での審査になりますので、A事業者と呼ばさせていただきます。A事業者に対する第2次審査をこれから始めます。

初めに、提出いただいております申請書等に基づき、提案内容に沿って、30分で簡潔に説明をお願いいたします。終わる3分前に1回ベルが鳴ります。時間が来ましたら、また鳴りますので、そこで打切りとなります。時間が来ましたら途中であっても終了といたしますので御注意ください。その後、各委員からの質疑応答を20分程度行います。

なお、説明に当たっては、担当者の名前を言っていただいても構いませんが、会社名が分か

るような発言はなさないよう御注意をお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

◎A事業者 ただいまより我々のプレゼンテーションを行わせていただきます。私は当グループの総括責任者の配置予定者となっています。

時間も限られていますので、こちらの画面には、お手元にございます審査書類の要約版を映していきますので、そちらに沿った形で御説明をまいります。

我々グループは、α社、β社という形で2社で構成されています。長年、小金井市で公園工事や植栽維持管理業務をやっている会社と市民協働や施設運営を行っている会社と2社で構成しておりますので、担当箇所を分けて御説明させていただくこととなりますので、御了承いただければと思います。

御説明が不十分な項目に関しましては、残りの20分のヒアリングの時間をいただいていると聞いていますので、こちらのほうで御質問を賜りたいと思っています。本日はよろしくお願ひします。

それでは、始めさせていただきます。

◎A事業者 私のほうから事業コンセプトについて御説明させていただきます。お手元の1次書類審査で使っていた書類があると思うのですが、そちらの事業計画書の2ページを御覧いただければと思います。スライドは右上のほうに該当ページを書いております。

小金井市内における市立公園、滄浪泉園及び環境楽習館は、地域の魅力向上に資する有効な公共施設であると認識しています。しかしながら、現状においては、その多くは利用率が低く、公園の質の向上が課題になっていると認識しております。

当グループでは、公園の管理運営において、市民、市内事業者、活動団体等の広く積極的な関わりを推進していくことを主眼に置き「一緒につくろう！こがねいの小公園 KO-PARK」を事業コンセプトとして考えております。

「KO-PARK」という言葉はこちらで作った造語ですが、小金井の公園であるとか、小金井というのは南北に大きな都立公園に挟まれており、小金井市民において公園というと、どうしてもそちらの大きな都立公園を認識される方が多くいらっしゃいます。一方で今回対象となっている小金井市内の小さな公園、こちらに目を向けていき、これをどう市民の力で自分たちの公園にしていくのか、そういった意味合いからも、あえて「KO-PARK」と名づけました。小さな公園を一緒に創っていこうという意味でも、言葉としては使っており、「KO-PARK」といった言葉が、今回のコンセプトとしてはぴったりではないかと考えております。

小規模な低未利用公園が多数点在している小金井市において、各公園周辺の地域住民が公園の管理の担い手となっていくということが不可欠であり、小金井市民による小金井市民のための公園を目指してまいります。

なお、こちらの「KO-PARK」という言葉やキャッチコピーは、最終的には市の皆様方との協議をしていきつつ、ホームページやSNS等でブランディングをしていくときにも使っ

てまいりたいと考えております。ロゴマークを作り、見せ方の部分についても、こちらの事業コンセプトを軸に、小金井市民の方々に自分たちの公園だという認識を広げていただくために使っていきたいと考えております。

続きまして、事業スケジュールです。次のページ、3ページを御覧ください。

切れ目のない円滑な管理運営と最適工程での運用に向けた仮説検証というのを5か年間での計画と考えております。

令和6年4月より指定管理者による公園運営がスタートするに当たりまして、今年度の指定を受けた後に市とも協議を重ね、令和5年度から6年度への切り替わりのタイミングで、これまでできていたことがしっかりと着実にできるという切れ目のない円滑な運営管理というものが大事だろうと考えており、そちらに専念したいと考えています。そのため、初年度につきましては、基本的には従来どおりの工程を前提とし、現状把握と問題抽出、あるべき姿も企画検討を行ってまいります。

2年目の令和7年度以降につきましては、仮説検証フェーズとして試験的な運用をスタートさせ、工夫、改善を繰り返し行いながら最適工程での運用を目指してまいります。

次のページ参ります。実施体制についてです。

事業の連携体制及び役割。先ほど申し上げました2社によって、この当グループは形成しております。この2社の得意分野を活かした体制で公園の質の向上を図ってまいります。

小金井市の造園工事、維持管理業務に50年以上携わり、東京近郊で1,000件以上の植栽維持管理を行っているα社と、小金井市において公共施設の指定管理や様々な市民協働に取り組んでいるβ社、この2社が、それぞれの得意分野を活かし、管理運営を行ってまいります。

α社は公園の運営全般や維持管理、主に緑の管理、β社のほうが市民協働や自主事業、いわゆるソフトの部分を担当していくということを念頭に、役割と責任を明確にすることで両者の強みを最大限に活かしてまいります。

また、日々の情報共有を密に行う定例会議を月1回開催し、重要な決定事項につきましては、JV責任者会議を適宜開催し、迅速な課題解決と改善を行ってまいります。

続きまして、5ページ目です。人材の適切な配置、各分野における専門的な知識や技術を持つ経験者人材を配置いたします。

総括責任者といたしましては、関係団体との調整や組織の統括といたしまして、総括責任や維持管理業務全体のマネジメント経験を多く有する者が総括責任者として配置いたします。こちらは公園管理運営士を取得しております。

また現場責任者、公園管理運営全般の現場責任として、維持管理業務経験が5年、1級造園施工管理技士、植栽基盤診断士を保有した者が、こちらの配置予定です。

また、市民協働責任者といたしまして、小金井市内における市民協働等に関する業務経験を10年以上有する者が、こちらで力を発揮していくような体制を考えております。

また、α社の安全環境部、業務管理、営業、設計、積算、工事、メンテナンス、専門部署の

樹木診断などを行う技術担当、樹木医など、全社でのバックアップ体制を構築し、運営してまいります。また加えて、外部のアドバイザーからも協力を得る予定としております。

◎A事業者 続きまして、6ページの実績のある市内業者などとの積極的活動についてでございます。

障がい者団体、シルバー人材センターへの継続発注はもちろん続けますが、当社を含めました小金井市で実績のある地元の造園会社4社を維持管理業務の中核として考えております。小金井園、春光園、双葉苑の3社様には、今回の管理方針などを御説明させていただき、関心表明書を頂戴し、定常管理や台風などの災害時の対応、また公園の利活用の促進についてなど、よりよい小金井市の公園運営を目指して御協力をいただける予定となっております。

当初は工程の見直し段階による緊急的なスポットの発注などが多くなる可能性もありますので、市外の事業者様にも御協力をお願いするケースも予想されますが、工程や作業項目を年々整備し、最終的には業務委託や資材仕入れを小金井市内の事業者様へ90%以上の発注を行えるよう、指定管理期間内に目指そうと思っております。

また、関係するスタッフの雇用につきましても、小金井市や周辺からの採用を優先し、地域雇用の創出と同時に、緊急時の早期対応や交通費の削減などの効率化も図っていきたいと考えております。

◎A事業者 続きまして、既存の市内ネットワークを活かした連携強化。これまでに構築している市内ネットワークを生かした連携体制を図ってまいります。

先ほど申し上げました造園会社さん以外にも、今回、市民協働等を推進していくに当たりまして、市内の様々な関係者との連携というものが非常に重要だと考えております。これまで小金井市内で各種業務を多数担わせていただいている中で、市内の店舗や農家さん、市民起業家や市内のNPO団体、また市内の東京学芸大学や東京農工大学等の大学、商工会、観光まちおこし協会、あるいは高架下の開発を行うJR中央線コミュニティデザインや、地場の信用金庫である多摩信用金庫、そして小金井市、これらの連携体制を図ってまいります。

特に小金井市におきましても、本事業における公園と緑の管轄部署だけではなく、産業振興を担う経済課ですとか、都市計画等を担うまちづくり推進課等との連携を各種事業で図っております。公園の質の向上には、このような部門横断的な関わりが不可欠だと考えており、これらのネットワークを使わせていただきながら小金井市との連携をさらに密に図っていきたいと考えております。

それでは、お手元の資料では11ページまで進んでいただければと思います。市民協働の推進について御説明さしあげます。

多様な市民を新たな公園の担い手として育成していくというのを基本的な考え方としております。第5次小金井市基本構想・前期基本計画及び協働推進基本指針の考え方にとり、公園の運営管理において市民や市民活動団体等の広く積極的な関わりは不可欠であり、積極的な市民協働を推進していく必要があると考えています。

特に小規模な低未利用公園が多数点在している小金井市におきましては、きめ細やかな管理運営を行っていくためには、各公園周辺の地域住民が公園管理の担い手になっていくことが必要だと考えております。当グループでは、環境美化サポーターをはじめとした既存団体との連携強化を基本としつつ、それだけにとどまらない多様な市民を公園の担い手としていくことを念頭に、市民のプロシューマー化を図り、市民による市民のための公園運営を目指す考えです。

こちらに概念図を描かせていただきましたが、2つ目の円で記しております環境美化サポーター、その他関係団体、市民起業家など、このオレンジ色で示しているネットワークを構築していくことにより、中におります所有者である小金井市や運営者となる指定管理者ができることは限られているかと思っておりますので、裏方として、市民の方々が活動できるように下支えをするようなプラットフォームを、我々が指定管理者になった暁にはさせていただきます、このような一市民の方々がエンドユーザーの方々に情報発信を行ったり、サービスの提供を行ったりする中で、多数点在している小規模公園の有効活用を図っていきたいと考えております。

具体的には環境美化サポーターの拡充や育成及び日常的な相談等の対応、市民起業家を軸とした新たな公園の担い手の発掘や育成、環境美化サポーターなどボランティア組織のブランディング、市との連携により自治会など地域住民への丁寧な対応、市民協働の経験豊富な人材配置、これらを通して市民協働の推進を図ってまいります。

続きまして、子育て支援やユニバーサルデザインについてです。あらゆる利用者に配慮した公園づくり。お手元の資料は14ページ、15ページです。

公園に多様な人が集まり空間や時間を共にすることが当たり前になるということが、公園内外にその輪が広がり、インクルーシブなまち、共生社会の実現につながると理解しております。

そのために、先ほど申し上げた市民協働によるインクルーシブな空間づくりや後ほど御説明させていただきますが市民起業家コーディネート事業、それらを通じた子育て支援の促進を図ってまいります。また、誰もが使いやすい公園運営に向けまして、アクセシビリティの確保、分かりやすい情報発信、遊具の更新、設置、また公平性、平等な利用を担保するためのスタッフへの教育訓練等を積極的に行なってまいります。

続きまして、低未利用公園の活用についてです。16ページを御覧ください。また、資料ナンバー3のほうで自主事業等提案書（個表）というものもございます。そちらも同じような資料になっておりますので、参考までに御覧ください。

低未利用公園の利用につきましては、先ほど申し上げましたが、南北に大きな都立公園に挟まれた小金井市において、まちなかにある小規模な公園は、市民の身近なオープンスペースとして重要な役割を果たしていると認識しております。しかしながら、現状222か所ある公園・緑地等のうち、4段階評価のC、Dランクの公園は195か所ありまして、これらの公園は利用頻度が少なく、有効に活用ができているとは言い難い状況です。

これら195か所の公園を一度に利活用していくというのはなかなか難しいと考えておりま

す。私どもは、これら低未利用公園の中からモデルとして3つから5つ程度の公園を選定し、そちらをテスト的に利用者増に向けた社会実験を行ってまいりたいと考えています。

なお、新たな取組を行う場合は、市と密に連携を図り、自治会等を通じた周辺住民への説明を行って、合意形成を丁寧を図りながら進めてまいる考えです。

具体的な低未利用公園の利活用の案として、2つの自主事業を想定しております。

1つ目が、地元企業や市民起業家コーディネート事業というところです。低未利用公園を使ってワークショップや教室、物販など、小商い事業が行えるようにするというのを1つ目の事業として考えております。

市内の中で、例えばランニング教室、ヨガ教室、造形教室、キッチンカー、ペットトレーニングなど、公園ならではのフィールドとして活動するような市民起業家が多数いらっしゃいます。このような方々に、低未利用公園を使っていただき、そのようなサービスを提供していただく。また一方、市民の方で、教室や各種サービスに興味を持ち、参加や購入することで、これまでほとんど使われていなかったような公園の中に新しい人と人との出会いを創っていくというのが、こちらの事業の考え方です。

また、2つ目の事業といたしまして、コミュニティガーデン事業を考えております。低未利用公園などを近隣住民の「みんなの庭」として、公園の一部を区画単位で市民や団体に貸し出します。区画を借りた市民や団体は、自分のガーデンとして、菜園や花壇など、一定のルールの中で自由な使い方をさせていただきます。将来的には地域課題となっている空き家、空き地の利活用への展開も視野に入れ、地域における多様な居場所づくりに寄与できるものと考えております。

◎A事業者 続きまして、お手元の資料は19ページからの維持管理の安全対策と既設の施設管理についてでございます。

私たちは、安心・安全の確保のためには、日常的な巡回を基本として、必要に応じた専門的な点検、調査をスピーディーに行える体制が重要だと考えております。

遊具の点検につきましては、まずは日常点検及び小さなハザードを取り除くところからスタートします。劣化や不具合を早期に発見、対処することで修繕のコストも抑えることができ、遊具自体の寿命を延ばすこともできると考えています。その上で、年1回の専門技術者による定期点検をしっかりと行うようにしたいと考えています。

植栽につきましても、巡回時のハザード情報をデータ化し、危険度ごとのランク分けを行い、必要に応じて、当社の樹木医などの有資格者による調査を実施することで、台風などの自然災害が予想される場合の事前対処を行いやすくしていきます。

巡回を基本としたデータの蓄積も大変重要なのですが、SNSやホームページに寄せられる市民の皆様の御意見も同様に重要だと考えております。これらの情報をしっかり収集することで、日々の変化や異変にも素早く対応することができると考えています。発生頻度の高い怪我の情報や事故につながるハザード情報も収集し、それを基にしっかり調査を行い、予防対策を



行えるようにするとともに、苦情件数の低減にも活かしたいと考えております。

令和3年度の要望、苦情件数が417件でございますが、指定管理期間内でこちらの件数の半減を目指して運営を行っていきたいと考えております。

安全対策を確実に進めるためにも、将来的には、小金井市を大きく4つのエリアに分けて維持管理を行いたいと考えています。

指定管理期間がスタートしていない段階では、地元の4社それぞれが、経験のある公園から、まず管理をスタートすることになると思いますが、徐々にエリア制に移行していき、維持管理を行います。そうすることで、自然災害時の対応や予防的な対策についてもスピーディーに行うことができ、管理作業の効率化にもつながると考えております。

予防的な樹木管理を行う上で我々が有効だと考えているのが、科学的で精度の高い総合診断になります。樹木腐りがあり倒木の可能性が否定できない樹木については、社内の樹木医による外観診断や、木を直接たたいた音などによっても診断を行いますが、その段階で異常が認められる場合は、精密機器を使用した科学的に精度を高めた診断を行うことを御提案することができます。現在、当社は、こちらに記載させていただいているような精密機器を複数所有していることから、外部に委託するよりも安価に機器診断が行うことができると考えております。これらの総合診断をしっかりと行うことで、危険木に対して適切な処置方法を検討していきます。

先ほどから申し上げております、基本となる日常点検の頻度と体制ですが、巡視点検は全公園、まず月1回以上を行います。利用頻度の高いAランクの公園につきましては月2回以上を行うと決めております。この目標となる頻度での実施はスケジュール的にも、業務の中でのかなりのウエイトを占めることとなりますが、今回の200か所以上の公園の安心・安全の確保の基本となる最重要業務と捉えておりますので、計画どおり実施していきたいと考えております。

スライドに映っておりますのは巡回時に使用する巡視チェックシートの案となりますが、こちらに関しても、市と御協議をさせていただいた上で、このような書面により点検状況などを記録していきたいと考えています。

今まで申し上げました安全対策や適切な施設管理を、事後対応ではなく予防的に対応するよう転換するスケジュールを次のように考えました。

一旦のゴールは、数多い公園がある中、それぞれの公園に合った最適化された工程や作業内容での管理を目指すわけですが、まずは従来の発注内容を基本として、巡回強化により適切な作業項目や頻度の設定のためのデータを蓄積するところから始めます。その際、当社が使用している管理ソフトで作業内容の確認や請求書の有無などを一元管理し、効率化を図りながら、それぞれの公園の工程をしっかりとデータ化するとともに、見える化をしていきたいと思っております。

これらを基に費用対効果や作業効率を最大限発揮できるような工程を策定し、試行するという次のステップに進みたいです。その次に、試行した結果を検証し、修正します。要望や苦情、

環境美化サポーターの活動状況や地域のイベントの実施状況なども反映し、修正を繰り返します。

これらを継続し、最適化された工程での運用が実現され、安心、安全につながると考えておりますが、環境の変化や市民の皆様の要望やニーズの変化もあることが予想されておりますので、常にブラッシュアップを繰り返し、柔軟な対応により市民の皆様の満足度も向上できるような運営を行いたいと考えております。

◎A事業者 続きまして、環境楽習館についての御説明です。24ページを御覧ください。

環境楽習館は立地上、アクセスが決して恵まれた場所にはなく、わざわざ訪れたいくなるような目的をつくる必要があると考えています。公共施設として開設して10年以上が経ちますが、これまでの利用者数を拝見するに、公共資産として有効に使える部分や利用者数がこれまで以上に増えていくべき施設だと私どもは考えております。そのためにも、どのようにしてこの場所を訪れたいくなるのか、わざわざ訪れたいくなるような目的をつくり、多くの方に来ていただく中で、環境啓発を市民に伝えていくことが、この施設において求められているところだと認識しております。

その上で、私どもでは、多様な市民がにぎわい創出の担い手となることが重要だと考えております。自発的な情報発信や活動を促し、結果として市民が市民を呼び込む循環をつくり上げていくことを目指しております。

1つ目の事業といたしまして、食にふれあうシェアキッチン事業。環境楽習館に既に設置されている厨房機器を活用し、保健所における飲食店営業許可を取得し、日常的なカフェ運営を行ってまいります。カフェの担い手となるのは市民起業家であり、最低8名までの会員を募り、曜日や時間ごとに会員が入れ替わってカフェ運営を行うシェアキッチンとして運用してまいります。また、この会員には、環境楽習館の特徴や環境に配慮した行動の説明ができるよう研修を行ってまいります。そのほか、合成洗剤の不使用の徹底や地元野菜の積極利用など、食育の推進や環境に配慮した飲食店営業に努めてまいります。

もう一つの事業といたしまして、シェア教室やシェア店舗による小商い事業。環境楽習館の共用部分や前庭（はけうえ広場）を活用し、例えば本や衣服のリサイクルができるようなシェア店舗や英会話教室やヨガ教室などができるシェア教室を実施してまいります。教育サービスや物販サービスなどの小商いができるようにすることで、環境楽習館への来館動機を増やし、来館者数の増加につなげてまいります。

また加えて、環境楽習館や前庭を使つての環境啓発を目的としたエコマーケットの開催や、その他、環境啓発の情報発信等は並行して進めてまいり所存です。

事業計画書の内容については以上ですが、お配りしました資料の中の資料ナンバー16番、公園施設の設置管理許可についても少しだけ御説明をさせていただければと思います。

今回、梶野公園におきまして、設置管理許可制度を活用するという要件の中で積極的な活用を検討することが市から求められております。私どももカフェ機能だけにとどまらない多様な

機能を有する複合施設を創っていければと考えております。

飲食物の提供だけではなく、小金井市立公園に関する情報発信、梶野公園周辺の地域情報発信、遊具やチェアなどのレンタル、書籍やグッズの販売、作業や打合せができるコワーキングスペースなど、大人から子どもまで楽しめる多様な機能を持った施設として整備してまいります。

また、梶野公園まつりや減災フェスタ等の既存イベントとの連携や、梶野公園の豊かな自然環境を最大限に活かした建築デザインを図っていく予定をしております。

配置場所といたしましては、梶野公園の南側を配置しておりますが、具体的な場所につきましては、インフラの引込み等を踏まえ、小金井市と協議の上で決定してまいります。

また、レイアウトイメージといたしましては、二階建ての建物を想定しております。1階に主なカフェと物販、また壁面には周辺マップの掲示、子育てやガーデニングなどの書籍、受付カウンターで公園での遊具の貸出しや周辺地域の案内などを行ってまいります。2階はカフェ機能に加えて、落ち着いて作業ができるワークスペースを設けます。

また、貸切りイベントなどが行えるよう、自由なレイアウト空間とし、市民協働や公園づくりに関するトークイベントなどの会場としても使えるようにしていく考えです。

設置管理許可については以上です。

少しまだ時間があるようなのですが、私どものプレゼンテーションは以上で終了とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

◎委員長 説明は以上ということでございます。

では、これから質疑を行いたいと思います。初めに、私から質問させていただきます。

この応募に当たりまして、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項についてお聞きいたします。役員の中に、市長、副市長、それから教育長、市議会議員等またはその配偶者や2親等以内の親族がいないことについては間違いございませんか。

◎A事業者 はい。間違いございません。

◎委員長 ありがとうございました。それでは、各委員から質問をお願いいたします。

委員、お願いいたします。

◎委員 それでは、何点かお伺いしたいと思います。提案書の3ページで事業スケジュールが書かれております。初年度は基本的には従来どおりの工程を前提として現状把握と問題抽出を行うと書いてあります。インデックスの2番において、自主事業ということで、初年度は環境楽習館の2事業を行うということなのですが、市立公園の自主事業についてはどのように考えておられるのか、初年度は行わないということなのかというのが1点です。

それから2点目です。提案書の4ページで、共同企業体を形成して業務運営を計画するというので、日々の情報共有を密にするために定例会議を月1回開催し、また経営判断が必要な場合はJV責任者会議を適宜開催すると記載があります。その定例会議の参加者はどなたなのか。また、JV責任者会議の参加者はどなたなのか、お伺いしたいと思います。

それから3点目です。共同企業体ということで、β社が市立公園の市民協働を担うということですが、市民協働という意味で、環境美化サポーターの相談や指導をβ社が行おうとすれば、どのような指導ができるのか、環境啓発の知識がβ社にあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、環境美化サポーターのことで、10ページに、年1回の全体会議を開くということなのですが、年1回ではなくて、20グループ程度あると思うので、2つぐらいに分けて、もう少し頻度を増やすとか、そういうことはできないのか伺いたいと思います。

◎委員長 ではお答えをお願いいたします。

◎A事業者 1つ目に御質問いただきました公園の自主事業のスケジュールについてですが、お手元の資料の16ページを御覧いただければと思います。先ほど説明を割愛してしまったのですが、低未利用公園につきましては、初年度から事業を行っていくのは難しいだろうと考えております。こちらのスケジュールに書かせていただいておりますとおり、初年度につきましては、まずはモデルとする3つから5つの公園の選定を小金井市と協議の上で進めてまいり、住民への説明をしていくフェーズだと考えております。その上で、令和7年度より試験的な運用を行い、それが順調に進んでいけば、3つから5つだけではなく、さらに横展開として、他公園の展開を4年目、5年目等で行っていければという考えでございます。

◎委員 今の回答ですと、低未利用公園についてはそれで分かるのですが、多少広い市立公園の自主事業というのは、初年度は行わないということなのですか。

◎A事業者 今回提案している自主事業というのは、低未利用公園の利活用に関する2事業と、環境楽習館における2事業と、あとは設置管理許可としての梶野公園の、5つの自主事業を計画しているところです。

梶野公園につきましては、スケジュール的にはもう少し後ろ倒しになる部分もあるかと思っております。主に自主事業としてやっていきたいと思っておりますのは、公園の質の向上、特に低未利用公園の利活用というのが、今回の指定管理においても最も重要な要素の一つだと認識しております。そこについてはこのようなスケジュール感で進めていくというのが、注力していきたいポイントだと考えております。

◎委員 分かりました。

◎A事業者 続きまして、先ほど御質問いただきました定例会議とJV責任者会議の考え方で。定例会議に関しましては、お手元の資料の5ページの人材の適切な配置というところで、5名を出させていただいております。常にこの5名が関わることとなりますので、定例会は、この5名でしっかりコミュニケーションを取ってやっていきたいと考えております。

JV責任者会議に関しましては、御指定をいただいた後に、2社で正式な協定書を結ぶときに、その内容も含めて調整させていただいた上でメンバーを決定していきたいと考えています。

◎A事業者 3点目の環境美化サポーターへの技術的な指導等ができるのかということなのですが、β社はあくまで市民協働、市民をどう巻き込みながら行政の方と、あるいは地域住民の方と調

整をしていき、その輪を広げていくというところに専念していくのが得意としている会社でございます。技術的な指導という意味では、α社がやはり緑の管理という意味では長けております。あくまで、環境美化サポーターを発掘したり、増やしていったり、連絡調整を整えていったりというところはβ社の役割です。その上で、技術的な指導ですとか、管理そのものに関してはα社が担っていくという役割分担を図っていく考え方は。

全体会議につきましても、御指摘いただいたとおり、この1回が十分なのか不十分なのかというのは、もちろん管理を行っていく上で検討していくべき論点だと考えております。最低でも1回はしていかなければという中で、適切なやり方を今後、見いだしていければと考えております。

御質問に対しては以上です。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 今の質問と関連して、事業計画の関係ですが、16ページの低未利用公園の利活用というところに、モデル公園の選定を令和6年度にして、令和7年度から8年度が試験運用ということですが、ここでの試験運用の結果を検証の上で、今度は他公園に展開していくということになると、200か所以上の公園のうち、どれだけ展開していくのか。非常に範囲が広がってしまった場合の人員の手当てというのは、大丈夫なのでしょうか。

◎A事業者 大丈夫かと言われれば不安になってくるのですが、限られた指定管理料の中でやっていくしかないというのはあります。こちらは自主事業なので、無償で使えるものでもないと考えており、その辺りをどう料金設定しながら、自律的な経営をしていくのかということが求められると考えております。広げたら広げた分だけ、適切な人員配置も必要ですし、適切に経済も回していくという中で問題がなく行われていけるような公園数というものを見いだしていきたいと考えております。

◎委員長 どれだけ広げられるのかということは試験運用の結果次第ですぐに200か所以上の公園まで増やしていくとかいうことではないということですね。

◎A事業者 できればいいのかもしれないですが、一旦は、もう少し地に足をつけてやりたいと考えております。

◎委員長 分かりました。

そのほか、いかがでしょうか。■■■■委員ございますか。

◎委員 提案書の6ページのところで、人材の積極活用で丸の上から4番目ですが、関係するスタッフの市内、周辺市町からの採用ということが書いてあります。関係するスタッフというのは、インデックスの8番の従事者体制図の表に載っているサポートメンバーを指しているのかということを知りたい。それと先ほどの説明の中で、巡回して公園を点検するという一方で、毎月1回以上、Aランクの公園については月2回程度したいということですが、それをやられるのは、サポートメンバーか、あるいは業務委託で、事業者の方に頼んで巡回なさるのかをお伺いしたいと思います。

それとの関連で、収支計画書で人件費が、各年度24, 240千円という数字が掲載されているのですが、この数字は、インデックス8の従事者体制図に掲載のある方の給料等の計算で24, 240千円になっているのか。この人件費の数字の出し方について、説明をお願いします。

◎A事業者 6ページの4番目、関係するスタッフですが、これは御指摘のとおり、インデックスの8番の従事体制図のサポートメンバーです。こちらにも書かせていただいています。我々の業種も全体的な働き方改革というところで、適切なローテーションを手探りしながら進めることになると思うのですが、そのときに、うちの体制図に出させていただいたメンバーだけでは回らないことも考えられますので、そういうメンバーを補充するときには、小金井市内もしくは近隣の市町の方を採用したいと考えています。

巡回に関して、誰が行うのかということですが、その後の人件費のところでもつながる話ですが、基本的に最初の巡回、把握するのは、当社を含めたこの5人のメンバーの現場責任者等、維持管理担当者を中心に考えています。正直、2人で200か所以上のもを先ほどの頻度で回ろうと思うと、移動距離、移動時間も含めて、1か所24分で行わないといけないという計算が出ています。人数を増やすということも考えましたが、まずはしっかり内部の人間が、公園の位置も含めて特性も把握するということからスタートをして、先ほど発表させていただきましたが、小金井市を4つのエリアで維持管理をしていく中で、場合によっては巡回も含めて、その4社で分担をして、報告書は我々が吸い上げてチェックしてというような形に持っていければ、さらに効率化も含めて、担当意識も含めて、向上するかと思っておりますので、巡回に関しては、そのように考えます。

人件費に関しましても、先ほどおっしゃられた金額に関しては、この従事体制者の金額になっています。こちらは指定管理期間、恐らく5年据置きの数を出させていただいていると思いますが、例えばサポートメンバーが増えても、その中のローテーションを工夫して、人件費は上がることはなく、ほかの巡回の効率化ですとか、その地元の業者さんとの経費を下げることで、人数を入れても上がらないような体制づくりを目指したいと考えています。

◎委員長 それでは■■■■委員、御質問お願いいたします。

◎委員 御提示いただいている提案書の23ページに、今の話と関連するかもしれませんが、経費の節減のことが書いてあります。α社かβ社か分かりませんが、参加者資格審査書類の一番最後のページに決算書類が掲載されています。こちらを拝見すると、損益計算書上、売上高が■■■■円に対して、長期借入金が■■■■円あるという状態で、債務がかなり売上げに対して多いのではないというのが1点と、その借入金に対して現預金が■■■■円あり、借金したけど預金に置いてある状態というふうに、ここからは読み取れます。

損益計算書に戻ると、支払利息割引料が■■■■円ほどお支払いになっていますので、余剰な現預金があれば、それを繰上返済することが一番の経費の節減になるのではないかと単純に考えてしまうのですが、何か理由があってこういう状態になっているのか、お伺いしたいと

ころでございます。

以上でございます。

◎A事業者 質問としては、借入金が多く、それを現預金として持っているのが非効率ではないかという、その御質問でよろしいでしょうか。

◎委員 一般的には、そのような形にならないので、何か理由があって、そういう体制を取られているのかということです。

◎A事業者 ありがとうございます。2つほど理由がございます。

1点目といたしましては、弊社、小金井市内での様々な事業を先ほどからのプレゼンテーションでお伝えしておりましたが、本市だけではなく、ほかの市においても、施設を十数か所、所有しております。そちらのほうに、創業者とか起業家の方が使っていただくような、いわゆる資産で稼ぐビジネスといいますか、PLというよりはBSで稼いでいくビジネスモデル、アセットで稼いでいくというのが事業スタイルとなっております。そこまで固定資産が大きくないように御判断いただいたのかもしれないですが、基本的には、その固定資産を働かせながら売上げを取っていくというところがあり、負債の額が、一般的な流通業ですとか小売業等に比べると、高い水準になっているというところが1点目でございます。

2点目といたしましては、こちらはコロナ禍の影響といいますか、コロナが始まったタイミングで、正直どうなるかというのが非常に見えない状況となり、加えて、信用金庫や政府系の金融機関等でも、非常に利息の安い金融商品が多数出回っていた。その中で、我々としても、今後不測の事態に備えて、まずは安全に運転資金を蓄えておくべき必要があるというところで、割と大きめの融資を受けたというのが実情でございます。そのタイミングが重なって、現預金で余らせていたというのが実態でございます。

ただ、それ以降、コロナが明けてきた中で、最近また新しく施設を造ったのですが、そこでは特に借入れすることなく、現預金を使って事業拡大していくなど、今はもう少し健全な状況に戻っていると思います。理由としては、以上の2点が挙げられます。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 では、今の財務諸表に関連してですが、損益計算書を見ますと、営業利益は3事業年度、マイナスなのですが、営業外利益の雑収入でカバーしておられるという体制です。この雑収入というのは、どのようなものですか。

◎A事業者 こちらもよく御質問いただく内容で、こちらの会計の基準を、実は今年度、見直そうと思っているところではあるのですが、東京都から様々な事業を受けているので、その事業の受け方が補助金というお金のもらい方をしております。一方で、その補助金に該当する費用が、人件費ですとか広告宣伝費に該当するものです。つまり、何かと申し上げますと、人件費や広告費を使って、営業利益ベースではどうしてもマイナスになってしまうのですが、その使った分に対して営業外のところの収益として、その補助金が入ってくる。結果的には、経常利益ベースでいくと、相殺されているのですが、その営業利益ベースのところ、その補助金

を営業外に回してしまうと、どうしても経常利益ベースではマイナスに見えてしまっているというのが実態でございます。

◎委員長 分かりました。要するに、公的機関からの補助金ということですね。

◎A事業者 事業系の補助金です。

◎委員長 事業系の補助金ですね。分かりました。

そのほか御質問いかがでしょうか。■■■■委員、どうぞ。

◎委員 設置許可制度による提案で、二階建ての建物ということですが、ここに書いてある東京しごと財団の補助金と提案の内容がうまく合致するのか。建物を建てるのですが、指定期間5年、延びても10年ということで、その補助金は、建物が10年でなくなっても、問題がない補助金なのか。その補助金確保の目途というのは、どのように考えられておられるのか、お伺いしたいと思います。

◎A事業者 東京しごと財団の施設整備に関する助成金については検討を進めているところではあり、最終的に、記載させていただいた補助金が条件合致すれば活用していこうと考えています。その他にも幾つか類似の施設整備に活用できる助成金や補助金というのがあります。今後、こちらの候補者として選定された後に、そのタイミングで合致するものを、小金井市にも相談させていただきながら進めていくような形を想定しております。もし合致しない場合には、無理に使っていくということは想定しておりません。

以上です。

◎A事業者 少し補足させていただきますと、できるかどうか分からないが取りあえずこの補助金の情報を書いているというレベルではなく、あくまで事前に確認できる範囲では確認しております。その範疇ではいけるという予測の下で書かせていただいておりますが、このような事案になってくると、具体的なお話をしていかないと、先方も明確な回答を出してくれないというのは実態としてありますので、今のような回答になったというところで御理解いただければと思います。

◎委員長 ■■■■委員、お願いします。

◎委員 私の事務所のそばに、散歩していると小さい公園があります。草が伸び放題で、遊具があるからおそらく公園だろうというのが分かる程度の公園です。そのほかにも、もう1か所公園があり、そちらはきれいで、自動販売機もあり、子供もいっぱいいます。私がたまに行く草が伸び放題の公園も、低未利用公園に該当すると思うのですが、そのような公園は、ほかにもあると思うのです。市民としては、とりあえず草を刈ってほしいというのが要望なのですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

◎A事業者 それにつきましては、先ほど発表させていただいた、皆様の市民の方々の意見をどうやって集約するかということにも関連してくるのですが、令和3年の四百何件のクレームの内訳でやはり一番多かったのが、今おっしゃられる剪定の部分や草刈りの部分の御要望が多いということは、我々も資料を拝見している中では推察しています。その中で、適正な工程



とは何かというお話もさせていただきましたが、当然、今の年間何回というのが、全ての公園に当てはまるのか、おそらく状況によって変わってくると思うのです。

我々が適正な工程と言うところは、まさにそのお話で、例えば出入口の車の見通しが悪いところの低木、中木が伸びていて、お子さんが見えないところ、それに関しては重点的に手を入れなければならない。雑草に関しても、まずは優先順位をつけていった中で、どういう手だてをしていくのか。それが全体的に、今の指定管理料ですとか維持管理費の中で、ここは精査しても、我々も企業努力しても合わないの見直しをしてほしいという声も、恐らく我々のほうも上げないといけないタイミングがあるのではないのかと考えています。それを把握するためにも、まず巡回をしっかりとスタッフで行い、情報を共有したいと思っています。

◎委員 改善する見込みはないということですか。

◎A事業者 改善といいますか、今おっしゃられている公園の細かい工程も一度チェックをさせていただいた中で、本当にそれが適正な時期に草刈りをやっているのか。もしくは、タイミングがずれているのかなど、そのような諸要因もあろうかと思っておりますので、まずは、しっかりと見ていきたいと思っています。

◎委員 分かりました。

◎A事業者 私も、ここまで言っていていいか分からないのですが、我々がどうこうではなく、現状、小金井市がその頻度でよしとしているというのが現状です。小金井市がそれだけの予算しか捻出しておらず、その頻度で小金井市がよしとしている。その費用で、おまえらもせいというのが今回の指定管理です。それを、民間企業なら、どこまでの効率化を図って、どこまでの改善が図れるのだという、同じ人間が同じような人件費でやっている中で、よほど小金井市が非効率であれば劇的な改善は見込めるのかもしれないのですが、私は限りがあると思っています。これを改善するのであれば、予算を出さないと無理だと思っています。

それを言っても、ない袖は振れないという現状の中で、公園の近隣の方が、どう自発的、自主的に、その公園を管理していくのかという機運を高めていく。これが、予算がない中で、あまり有効に使われていない公園、あるいは、むしろマイナスの資産となっている公園をプラスに転じていくのかというときに、大事だろうと考えております。そういった側面から、この市民協働の推進というものがこの指定管理において非常に重要だろうと認識しております。

小金井市に予算を出していただくように、ぜひ先生方から働きかけていただければ、委員の先生の近くの公園も、もう少し頻度よく草刈りができるか、先生御自身のような方にやっていただくような機運をどう高めていくのか、今のところ考え方としてはその2つが現実的かと。もちろん民間企業等での経営努力の中で、改善していく部分は、改善させていただきます。

◎委員 そういう現状もあるのですね。

◎A事業者 そのように認識しております。もし間違いがあれば御指摘ください。

◎委員 結局、草を刈っていないから人は来ないし、人が来ないから、さらに草を刈らないし、そういう悪循環になっているということですね。

◎A事業者 おっしゃるとおりです。

◎委員 それらの公園はもったいない状況ですね。

◎A事業者 それが市内に195か所あります。195か所の緑地を、その近隣の方は何とかしてくれないかと思っているのが今の小金井市の現状だというふうに認識しています。

◎委員 よく分かりました。どうもありがとうございます。

◎委員長 ほかによろしいですか。

では、これをもちましてA事業者に対する質疑を終了とさせていただきます。

審査結果につきましては、後日、担当課より文書にて通知することになります。

それでは、団体の方はここで御退席ください。本日はどうもありがとうございました。

◎A事業者 ありがとうございます。失礼いたします。

(A事業者退室)

◎富田企画政策課長 それでは、採点をお願いいたします。1次審査で御記入いただいた評点を変更する場合は、赤字での御修正をお願いいたします。

なお、評点票は全ての審査が終わってから回収いたしますので、この段では回収いたしません。

(審査・休憩)

◎委員長 では、時間になりましたので、再開いたします。

B事業者をお呼びください。

(B事業者入室)

◎委員長 本日は、お忙しいところ、小金井市指定管理者選定委員会に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。本日は会社名を出さない審査になりますので、B事業者とお呼びさせていただきます。ただいまから、B事業者に対する第2次審査を始めます。

初めに、提出していただいております申請書等に基づき、提案内容について30分で簡潔に説明をお願いいたします。終わる3分前に1回ベルが鳴ります。時間が来ましたら、また鳴りますので、そこで打切りとなります。時間が来ましたら途中であっても終了といたしますので御注意ください。その後、各委員からの質疑応答を20分程度行います。

なお、説明に当たっては、担当者のお名前を言っていただいても構いませんが、会社名が分かるような発言はなさらないように御注意をお願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

◎B事業者 それでは、私たちの事業計画について御説明を始めます。

まずは出席者の自己紹介をさせていただきます。まず私の左から現場責任者兼主任協働担当予定者の■■■■です。

◎B事業者 よろしくをお願いいたします。

◎B事業者 それから、総括責任者予定者の■■■■です。

◎B事業者 ■■■■と申します。よろしくをお願いいたします。

◎B事業者 それから、本社の企画部の [REDACTED] です。

◎B事業者 [REDACTED] です。よろしくお願ひいたします。

◎B事業者 私が [REDACTED] と同じ部署に所属しております [REDACTED] と申します。よろしくお願ひいたします。

以上の4名の本日は出席となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、当社について御説明をしたいと思ひます。私たちは、心に優しい快適空間を創造し、ゆとりある社会実現に貢献することを企業理念としている造園の会社で、緑地のメンテナンスや公共緑地の管理運営に関しては豊富な実績とノウハウを有しております。令和5年度現在、全国で36契約、428施設の公の施設の管理運営を行っております。

東京港区の公園・児童遊園の指定管理者では、芝地区、麻布地区にある大小様々な規模の公園・児童遊園を包括的に管理しております。麻布地区23施設では、外国の大使館が多く位置する地域特性を踏まえ、異文化交流をテーマとしたワークショップや大使館巡りといったイベントを展開しています。芝地区の18施設では、見どころ&公園めぐりエリアマップを作成し、ホームページで公開するなど、包括管理の特徴を活かした事業を展開しております。

また私たちは、令和4年度より、東村山市にある169の公園緑地等の包括的指定管理を行っております。地域住民、市民団体、ボランティアとの協働活動などを中心に事業を行っております。

続いて、提案内容の御説明に移りたいと思ひます。私たちが事業コンセプトに掲げる言葉は、「公園おこし」です。公園を多くの方に利用していただき、公園を起点としたまちおこしが市内の随所で起こり、地域の魅力を引き出し、また地域の魅力をつくり出していきたいという思ひから、この言葉をコンセプトに掲げました。

また、公園は緑を中心とした施設です。管理対象施設にも、竹の樹林であったり、台地状のかつての屋敷林であったり、また四季折々に見て楽しめる花の咲く木、花木の植栽帯など、特徴的な個性を持った緑地が多くあります。公園や緑地が織りなす風景や景観の保全、継承という視点も重要な視点だと考えます。

さらに、小金井市みどりの基本計画の内容も踏まえた上で、副題として「みどりを守り、みどりを育て、みんながみどりを楽しめる小金井市へ」という言葉を掲げます。

また、本事業の管理対象の公園等の施設の特性を踏まえ、5つの管理運営方針を定めました。順に読み上げたいと思ひます。

方針1「貴重なみどり、生活を豊かにする快適空間の維持を徹底」、方針2「環境配慮や生物多様性回復の行動を率先して行うとともに、広く市民に対して環境活動を発信」、方針3「市民協働で魅力やにぎわいが生まれる機運の醸成」、方針4「ユニバーサルでだれもが住みよく、居場所があるまちづくりに寄与」、方針5「地域の防災・減災に資する取組みを産官民協働で実施」以上の5つが管理運営方針です。

ここから各方針に対しての重点的な取組というところで御紹介したいと思ひます。

まず、方針1に対しては、樹木の中長期的な管理計画として、目標タイプに沿った樹木管理、名づけてファンクショナルトリムというものを提案しております。樹木管理の知識を有する当社のスタッフが、樹木の役割と機能を明確に位置づけた上で適切な管理手法を導き出し、それに沿った管理を行うというものになります。また、管理体制を確保するため、公園管理運営士の資格を保有する者を現場責任者として配置します。後ほど詳しく御説明しますが、維持管理スタッフが行う日常巡回に力を入れて取り組む体制を取ります。

方針2に対しては、環境負荷の低減のため、事業者として率先して行動します。具体的には、グリーン購入、車両や機器の電動化、それから再生可能エネルギー電力の使用などといったことに取り組みます。また、市民に対する普及啓発活動として、環境楽習館としての出張授業や、環境楽習館での環境配慮行動を促すような物販、それから自然との触れ合い体験により自然の尊さを学ぶ機会の提供など、施設の特性を活かした活動に取り組みます。

方針3に対しては、公園の利活用を活性化するため、例えば公園を使った小中学校の授業、趣味愛好会による協議会や展示会、あるいは団地や自治会のフリーマーケットなど、公園を使ってできることの事例などを促進して広く発信することで、様々な協働活動や連携活動を誘発したいと考えます。

また、各地区で現在も環境美化サポーターさんが活躍をしております。それぞれの団体から寄せられる相談に対して、花と緑を扱う専門企業である私たちは、技術的なサポートや助言ができる市民協働担当者を配置し、環境美化サポーターの活動の後方支援を行ってまいります。

方針4に対しては、地域の子育て支援に関わる団体や障がい者福祉に関わる団体など、あらゆる方から意見やニーズをお聞きし、梶野公園サポーター会議の部会、遊び場の会のプレーパーク活動の支援などをはじめ、施設管理方法や新たなサービス提供に反映させていきたいと考えます。

また、環境楽習館において、主に小学校低学年を対象とした子どもの集い場及びポタジェガーデンづくりを企画します。集い場では、自習学習、読書、談話など、子どもたちが自由に過ごすことができる環境を整えるとともに、クラフト工作や塗り絵、泥だんご、色水など、自然や植物に親しめる機能を中心に、スタッフが材料を取りそろえて提供します。ポタジェガーデンでは、親子で作物の植付けや収穫体験を行うことができるようにします。

方針5に対しては、災害発生時に備えた組織体制づくりということで、マニュアルの整備、職員の訓練、設備点検の実施、それからスタッフが管理事務所で待機できるよう、スタッフ用の食料等の備蓄を備えておくなど、日頃から、もしものときを意識した運営を行います。

また、自動販売機の設置を御提案しておりますが、災害救援ベンダーという、災害時に専用の鍵を操作することで飲料を地域の方に提供できる機種を設置します。

それから、梶野公園で開催される防災をテーマとしたイベントに協力します。私たちが指定管理者としてブースを出展することを提案しております。

各方針に紐づく提案内容の御説明は以上になります。

続けて、巡回システムについて詳しく御説明をさせていただきたいと思います。私たちは、直営の維持管理スタッフによる日常巡回を全ての管理対象施設に対して行います。私たちが巡回システムを提案する理由は大きく2つあります。

1つは、提案書の維持管理の安全対策というところの項目にも記載しておりますとおり、利用者及び近隣への安全や快適の確保、また美観維持、苦情の件数の低減を図る目的です。日常的なきめ細かい清掃や、施設破損などの問題を早期発見することが可能になるため、公園を好ましい状態に維持することが可能となります。

もう一つの大きな理由としては、利用者や地域の方と接点を多く持つことです。巡回スタッフが公園を回る際に、多くの市民と接点を持つことで、受け身の姿勢ではなかなか把握することが難しい市民ニーズについても拾い上げ、管理運営に活かすことができるようになります。より多くの利用者や地域の方と接点を持てるよう、巡回を行う曜日や時間帯は、あえて変則的に設定することも計画しております。巡回の際に維持管理スタッフが手入れを行うことで公園の状態が格段によくなります。

東村山市での事例ですが、巡回スタッフが、ごみの片づけや落ち葉などの清掃を行う。それから水飲み場をきれいにするなどの施設清掃です。あと、支障枝や越境枝がある場合、それを剪定して処理するというような作業を日常的に行うことで、公園施設の状態がよくなっていくということが、御説明になります。

続きまして、巡回の実施体制と手法について、もう少し詳しく御説明したいと思います。

私たちは、ASPシステムと名づけた当社オリジナルのスマート・パトロール・システムを導入します。ASPシステムとは、デジタルツールを駆使することで広域化を図る私たちのオリジナルの複数公園を巡回する手法のことです。直営の維持管理スタッフが巡回記録用に特化した独自に開発したアプリ、ASPシステムアプリと呼んでいるのですが、そのアプリをインストールした通信機器を携行し、持ち歩いて、巡回記録のスマート化や遠隔通信による報告・連絡・相談業務の円滑化を可能とします。

ASPシステムでできることとしてまず挙げられるのが、巡回業務に特化したASPシステムアプリの運用です。従来は紙の巡回日誌を持ち運んで記入していたものをアプリへの入力に済ませることができるようになるので、ペーパーレス化及び月次報告書への書き写しの事務作業の大幅な削減ができますので、格段の業務効率化が可能となります。巡回終了後の事務所で書類作成作業をほとんどせずに済むことから、巡回スタッフは、朝礼後から終了の間際の時間までに巡回や作業に専念することができます。

また、ASPシステムでは、携行する通信機器端末に記録用のカメラ機能やビデオ通話機能、それから位置情報発信機能を搭載しています。ビデオ通話機能については、巡回先で判断に迷う状況があった場合に、遠隔地にいる責任者クラスの職員とビデオ通話でやり取りができます。映像を伴ったビデオ通話では、言葉のみでは表現が難しい内容も的確に伝えることができます。

また、位置情報発信機能については、どのように役立つかといいますと、各施設で緊急対応

の必要が生じた際に、通信機器の端末の位置情報に基づいて、最もそのとき近くにいるスタッフに指示を送って迅速に対応することが可能となります。

小金井市の223地点における巡回の実施体制としては、地域を御覧のように6つのブロックに分けて、各ブロックにある40前後の施設を維持管理スタッフが1日かけて巡回するという体制を敷きます。東村山市立公園での実績では、この施設規模を1日に繰り返しておりますので、それを踏まえた形で提案しております。

御説明の内容は以上になります。

最後に、現場責任者兼市民協働担当予定者の[ ]より抱負を述べさせていただきます。

◎B事業者 では、私のほうから抱負を述べさせていただきます。

まず第1に、現場責任者として、安全で快適な利用環境を提供するために、日々管理に力を入れて取り組みたいと考えております。東村山市で昨年度より取り組み始めた市立公園包括管理では、日々の巡回により、少し手を入れるだけで公園がきれいな状態を維持できることを実感しております。この実績を踏まえ、小金井市立公園等の業務においても、日々の細やかな管理を徹底し、公園の状態を維持、向上させていきたいと考えています。また、時代の流れに応じて、常に新しい管理手法も模索、検討し、デジタル技術など新しい技術で役立つものは積極的に取り入れる姿勢で、10年間の管理運営を担っていきたいと考えております。

今回御提案したスマート・パトロール・システムでは、東村山市立公園等を包括管理するに当たり、当社で新しく開発した手法になります。巡回記録に特化したオリジナルアプリのほか、位置情報の把握やビデオ通話の機能のある通信機器を活用いたします。今後は、AI、人工知能の技術を活用した管理の効率化についても検討を進めていきたいと考えております。

また、共生社会の実現に向け、市内で福祉活動をされている方のニーズを積極的に聞き取り、業務に反映させていきたいと考えます。

苦情、要望の形で日々寄せられる意見だけではなく、日常的な会話の中で、地域の様々な方の意見やニーズを拾い上げていきます。我々は直営の維持管理スタッフが高頻度で各公園を巡回する提案をしています。保育園の方、障がい者福祉の方、高齢者福祉の方など、多様な利用者と接点を持つ機会があります。そのような利用者との何気ない会話からニーズを拾い、管理に活かしていくことで、インクルーシブな公園環境の実現に向けて、着々と前進していきたいと考えています。

市民協働担当者としての業務には、市民活動の後援、資金補助、許可申請手続への助言、イベントなどの事業の共催、市民団体への管理業務委託など、様々な形での連携、協働が想定されます。日頃から、環境美化サポーターをはじめとする市民の方々と対話をし、信頼関係を築いていけるよう努めてまいります。

◎B事業者 私たちは、市立公園や緑地、環境楽習館が市民の誇りとなり、多くの方に愛される場所となるよう、管理運営に努めてまいりたいと思っております。

以上で、少し早いですけれども、プレゼンテーションを終わりたいと思います。御清聴どう

もありがとうございました。

◎委員長 説明は以上ということによろしいですか。

◎B事業者 はい。

◎委員長 では、これから質疑に移りたいと思います。まず初めに、私のほうから質問させていただきます。

最初に応募に当たりまして、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項についてお聞きいたします。役員の中に、市長、副市長、教育長、市議会議員等またはその配偶者や2親等以内の親族がいないことについては間違いございませんでしょうか。

◎B事業者 はい。間違いございません。

◎委員長 ありがとうございました。それでは、各委員からの質問に移りたいと思います。では、各委員から御質問をお願いいたします。

■委員、お願いします。

◎委員 質問させていただきます。この第1次審査書類になるのですが、5分の2ページの、実施方針のところ、方針1-②、日常管理のことがコメントされていて、全施設について週1回の巡回を行うというようなコメントが入っています。先ほど画面で6ブロックに分けて巡回するという御説明をいただいたのですが、資料を拝見すると、常勤の方が2名で非常勤の方が2名という人員配置になっています。これだけの数の施設を実質、常勤2名、非常勤2名で毎週回って、先ほど写真で見せていただいたような剪定作業というのを行われているのだと思うのですが、御説明をいただいたスマート・パトロール・システムを扱うことによって、どの程度の時間や作業の効率が図れるようになると想定しているのか、お教えいただけたらと思います。

市民から剪定をちゃんとやってくださいというような苦情が多いのではないかと思います。そうすると、マンパワーに対して施設の数が多く、そこで先ほどのシステムを利用して効率化することで、そのクレームを削減していこうということなのではないかと推察しているのですが、それがどの程度、実現可能とお考えなのかというところが伺えたらと思います。

◎B事業者 直接の答えになるか分らないですが、このアプリを使うことのメリットとしては、業務の効率化が図れるということです。それまで職員が残業していたところが軽減され、事務作業が大分楽になったということがございます。小金井市については、これを導入するのであれば、その常勤2名、非常勤2名の体制で十分可能だろうと考えます。その体制を作ったのも、東村山市の統括所長の判断の下で、小金井市の公園規模を見て、十分対応可能と我々は考えております。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎委員長 ■委員、お願いします。

◎委員 今の関連ですが、先ほど6ブロックに分けた表が出まして、多いと40公園、少ないと30公園ぐらいですが、40公園を仮に8時間で回るとすると、1時間に5園回らなくては

いけないという計算になります。60分を5で割ると、1つの公園で、大小あると思いますが、平均すると12分ぐらいになります。時間が少ない中で、先ほど絵に出たような、ごみを拾ったり、枝を切ったりという作業が、その時間でできれるのかということが考えられるのですが、その辺はどうですか。

◎B事業者 1週間に一度、巡回しておりますので、樹木も施設も毎週、状態が悪くなっているということはあまり想定されないので、1週間に1回、その滞在時間の中で、優先順位を判断して、そのときに一番必要なことを順次やっていくというような形で考えております。作業前と作業後に写真を撮るのですが、その作業時間内で10分程度あれば順次対応していくことが可能であるという回答になります。

◎B事業者 本格的な維持管理、植栽の剪定等は別途委託も頼みますので、基本的に巡回は、緊急的な対応がメインになります。システムを使って事務所に報告して、すぐに業者を手配して、なるべく早く対応できるという形で進めて、本格的な作業に関しましては、別途委託を呼ぶという形で行います。

◎委員 その辺の関係もあるのですが、インデックスの1番の実施方針の5分の3ページのところで事業全体のスケジュール表が載っています。その上から2つ目の業務の立ち上げ、人員の採用というのが記載されているのですが、インデックスの4の人員配置計画書、これで1番から9番まで役職が記載されています。そのうちの3番から9番までが、地域の人材を優先し、公共施設職員としてふさわしい人材を採用と書いてあります。そうすると、3番から9番までは新たに人材を採用するということになるかと思うのですが、先ほどのスケジュールの中で人員の採用を、令和5年度から6年度のところに印がついています。来年の4月から指定管理が始まりますので、仮に決まったらとすれば、直ちに募集を始めて、来年の4月までには、その3番から9番までは確保できるということでもいいのか伺います。

それから、2ページめくって植栽管理のところ、先ほども管理者から説明があったのですが、植栽管理については当該施設の植栽管理の経験を有している事業者へ委託ということなので、現在の委託業者に引き続きお願いするかと考えておられるのか聞きたいと思います。それが2点目です。

それから、人員の関係で9人の配置になっておりますが、自主事業で色々な計画をされますので、その際のスタッフというのは、ここに掲載がある9人がそのスタッフに当たるのか、自主事業を行う中で、どうしても必要だということで、スタッフを非常勤として頼むのかという点と、収支計画書の人件費の金額が掲載されているのですが、その金額の算出として、9人の方の給料等なのか、そのスタッフの方を含めた給与になっているのか、その辺の関係を伺いたいと思います。

◎B事業者 では、順にお答えさせていただきます。

まず人員の採用、確保についてです。選定され次第、速やかに採用をかけまして、来年の4月1日の時点では9人をきちんと揃え、業務開始前の研修など、必要な職員の訓練等を行った



上で業務開始できるように準備してまいります。その点は大丈夫ですという回答になります。

2点目の植栽管理の委託業者の点ですが、これはおっしゃっていただいたとおり、これまで管理しておられる事業者がおりますので、それぞれのノウハウを活かしていただくということです。今、管理している公園をまず担当していただくというのが基本的な考え方になります。

3番目の自主事業の人件費の考え方ですが、原則としては現場のスタッフの中で事業を運営していくので、場合によっては、その維持管理のスタッフになっている者も、大きなイベントのときは、手伝いに行くというようなことも、柔軟に対応しながらやっていきます。それでも難しい場合は、現場配置のスタッフではなく本社のスタッフが企画などに関わり、あと講師という形で外部の方に委託して、講師として来ていただくということも入れ交せて、自主事業を実施していきます。

人件費の収支計算ですが、そこに人件費として書かれているのは、表にある9名の人件費のみになります。本社からの応援のスタッフは、本社管理費という項目に入れております。

◎委員 分かりました。

◎委員長 では、ほかにありますか。■■■■委員、お願いいたします。

◎委員 基本的な考え方について教えていただきたいのですが、素人の考えで見ると、公園の維持管理というと、いわゆる草刈りや、遊具が破損していないかなど、そのようなイメージがあります。一方で、御社の方針の中で、生物多様性回復の行動というのがあります。そうすると自然を残そうという動きなのではないかと思うのですが、一見すると、それが矛盾しそうな感じがするのですが、それが両立できるような配慮や考え方、どのようなコンセプトをお持ちなのか、お教えいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

◎B事業者 生物多様性といいましても、自然のまま放置すれば生物多様性が回復していくということでは必ずしもなく、小金井市では、やはり都市的な場所に生息する生き物というところで、その地域の生物多様性を大切にしていきたいと思えます。その中で、回復させるに当たって、目標種の設定、どういう生物が住める環境に、公園をしていきたいかとかいうところで、管理された公園に生息するような生物をきちんと守る。例えば、セミ捕りを子どもたちが楽しめるようにするには薬剤等を使用しないで管理することや、部分的に草を刈り残してバッタが住める環境をつくり出すことなど、都市公園ならではの生態というイメージで、より伸ばしていくというような考え方をしております。

◎B事業者 一部の都立公園の中で私どもでは、草刈りを、同じ刈り方で全部刈るのではなく、利用者が少なく、刈り高を上げてもいいところは少し残し、その中で昆虫を受け入れる環境を整えています。そこに子どもたちが来て、どのような虫がいるというのを楽しめるような場所を作っていますので、こちらのほうでも、公園を選びつつ、やっていきたいと思っております。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎委員長 ほかに御質問等いかがでしょうか。

■■■■委員、お願いいたします。

◎委員 追加で質問です。インデックスの9番で、滄浪泉園と環境楽習館の一体的な活用ということですが、その一番最後のところに工事金額の見積額が書いてあります。園路の整備で100万円という数字が記載されているのですが、現地は急な土手になっており、木が結構生えているのですが、整備として100万円で本当にできるのかというところを教えてくださいたいと思います。

それから、全国あるいは都内で指定管理を担っていらっしゃるのですが、東村山市については共同企業ということで単独ではなくてやっています。今回、小金井市では単独で応募なさっているのですが、全国的に見たときに、御社としては、単独でやる場合と共同でやる場合とどちらが多いのか。その辺の判断基準があるのでしょうか。

◎B事業者 順に御説明させていただきます。

まず園路工事ですが、滄浪泉園は、特別保全緑地というような位置づけですので、なるべく改変を最小限にすべきだろうと考えており、池の外周みたいに、細い園路ぐらいの幅で環境楽習館につなげていく想定で考えております。あまり木を切ったり、階段を整備するなど、そこまでの規模の工事ではない形での整備を想定しておりましたので、この金額ということにしております。

例えば、車椅子の方は、原則、今ある広い園路を戻っていただくような想定をしておき、この金額で御提案しています。

2つ目の御質問です。共同事業体か単独かというところで、最初に36契約ありますと御説明したのですが、どちらが多いかということに関しては、共同事業体のほうが件数としては多くなっております。

東村山市と小金井市で違いがあるのかというところは、東村山市は、PARK-PFIということで、収益施設の設置管理許可の提案が必須となっておりました。御縁があって、設置管理許可をやりたいという意欲のある地元の事業者さんとマッチングする機会がございましたので、公園管理全体は我々が担って、収益施設の部分を市内の事業者さんに担っていただくという役割分担で、共同事業体の形になりました。

小金井市では、設置管理許可も我々が提案しているものであれば自ら設置が可能であるということで、管理は得意分野ですので、今回は単独で応募させていただいているということになります。

◎委員長 ほかに質問いかがでしょうか。■■■■委員どうぞ。

◎委員 災害救援ベンダーの自動販売機ということで、2つの公園に2台ずつという提案が出され、収支計画書にも記載されているのですが、公園の規模、あるいは近場の自動販売機の設置状況を見たときに、2台ではなく1台でもいいということで市と協議をした場合、2台を1台に減らすということは可能かということについて、追加で伺います。

それから、インデックスの最後のところですが、公園施設の設置管理許可制度ということで、倉庫の設置が提案されています。何か建物を造るようなことは難しいのですか。その辺を聞き

たいと思います。

◎B事業者 まず、自動販売機の台数です。こちらに関しては、小金井市と協議して今後、設置位置など決めていくと思います。そこは協議をして、仮に1台ずつであったとしても、それに応じて事業も組み立てていくということで、対応可能という御回答になります。

設置管理許可ですが、我々もたくさんの公園を既に管理している中で、やはり公園での建物を建築するとなると、それなりの投資金額が発生するものですから、回収というのは公共施設の公園の中でのサービス提供となると、難しいというところは実感しております。梶野公園についても、飲食のサービスでしたら自動販売機で飲物やお菓子の提供は可能と考えております。設置管理許可の制度の中で求められる機能は何かと考えたときに、梶野公園サポーター会議さんにヒアリングをして、大きい倉庫があるといいというお話も伺いましたので、今回はこのような施設がいいのではということで提案しています。

◎委員長 御質問等ほかによろしいでしょうか。

では、予定時間になりましたので、これをもちましてB事業者に対する質疑を終了いたします。

審査結果につきましては、後日、担当課より文書にて通知することになります。

それでは、団体の方、ここで御退席ください。本日はどうもありがとうございました。

◎B事業者 ありがとうございました。

(B事業者退室)

◎委員長 それでは、採点をお願いいたします。第1次審査で御記入いただいた評点を変更する場合には、赤字で修正をお願いします。

なお、これで2者全ての採点を終了することになりますので、採点の見直しを含めてお願いいたします。採点が終わった方は、挙手をお願いいたします。

また、事務局が集計するまで休憩といたします。

(採点・休憩)

◎委員長 では、再開いたします。集計結果について、事務局の報告をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者候補選定の第2次審査評点の4人の委員の合計点につきまして、御報告をさせていただきます。

A事業者については、合計556点となりました。

B事業者については、合計627点となりました。

以上の結果、合計点数の高い順は、B事業者、A事業者となりました。

報告は以上です。

◎委員長 事務局から報告がありましたように、合計点数の高い順は、B事業者、A事業者となりました。

合計点数の高いB事業者を小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館

の指定管理者の候補者として選定することについて御異議ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

◎委員長 よろしいですか。異議なしと認めます。

それでは、B事業者を選定するに当たり、選定理由として評価できる点、もし何か意見があれば要望事項として、それぞれ市長に報告することとしますので、御協議をお願いいたします。

それでは、ここで休憩いたします。

(休憩)

◎委員長 では、再開いたします。

指定管理者の候補者として選定いたしました候補者Bについて、評価できる点、それから要望事項について、事務局より報告してもらいます。

◎富田企画政策課長 御協議いただきました結果について文案を報告させていただきます。

まず、評価できる点につきまして、1つ目、都内及び全国で類似施設の指定管理業務を担っており、安定性、持続性の高さが見込まれる、2つ目、きめ細やかな巡回管理と管理システム活用による効率化により公園の維持管理の向上が期待できる、3つ目、様々な提案事業を実施する中で市民協働の推進が期待できる。

また、要望事項につきましては、1つ目、小金市内の他の事業機関との連携を要望したい、2つ目、新規の指定管理事業の開始となるので市と密接に連携し取り組んでもらいたい。

以上でございます。

◎委員長 評価できる点が3項目、それから要望事項2項目で、続けて説明していただきましたが、まず評価できる点の3項目について、異議ございますか。よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

◎委員長 では、異議なしと認めます。

それから、要望事項2点については、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 よろしいでしょうか。

では、要望事項2点、異議がございませんでしたので、この2点を付することといたしたいと思えます。

では、ただいまとおり決定いたします。

以上をもちまして、令和5年度諮問第3号、小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の候補者の選定については、指定管理者候補者をB事業者に選定し、評価できる点を先ほどまとめた3点、要望事項として先ほどまとめた2点を付記して答申いたしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、ただいま申し上げたとおり決定し、答申いたします。

事務局よりB事業者の事業者名をお願いします。

◎富田企画政策課長 ただいま候補者として選定されたB事業者の事業者名は、「株式会社日比谷アメニス」です。

◎委員長 次に、次第3、その他についてですが、事務局から何かございますでしょうか。

◎富田企画政策課長 次回の委員会の開催日程でございますが、8月25日金曜日、午後5時30分から、小金井市立清里山荘の第1次審査となりますので、よろしくお願いたします。

場所につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。

◎委員長 皆様よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

◎委員長 それでは、事務局案のとおり開催することと決定いたします。

以上で本日の議事は全て終了でございます。これをもって閉会といたします。皆様、お疲れさまでございました。

(午後4時55分閉会)